

広島県公安委員会告示第3号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成22年1月18日

広島県公安委員会

委員長 水野

勝

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
9P1406	告示の日（平成22年1月18日）から3年間	ぱちんこ遊技機	CR ぱちんこあしたのジョー TYPE2MT1	京楽産業、株式会社 代表取締役 榎本善紀 （愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号）	左同
9P1379	同上	同上	CR モンスターキ ャッスルTK60Z2	株式会社 竹屋 代表取締役 竹内正博 （愛知県春日井市美濃町二丁目98番地）	左同
9P1315	同上	同上	CR STEALTH type. III	株式会社 ジェイビー 代表取締役 前山義孝 （東京都新宿区天神町6番地）	左同
9P1364	同上	同上	CR 清水の次郎長 MFW	株式会社 ビスティ 代表取締役 亀山謙一 （東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号）	左同
9S1301	同上	回胴式遊技機	新世紀エヴァン ゲリオン・魂の軌跡A	同上	左同